

第4章 産業連関表作成経過の概要

第4章 産業連関表作成経過の概要

1 作成の基本方針

(1) 作成の目的

産業連関表は、県内におけるすべての産業の財貨・サービスの生産をめぐる産業相互間の依存関係の実態や、各産業の生産水準と最終需要との関係、各産業の費用構成等を一つの表にまとめたものであり、県経済構造の現状を明らかにするとともに、行政諸施策の立案、経済構造の変化に伴う需要動向の把握等のために必要な情報を得ることができる。

なお、本県においては、昭和 59 年 3 月に昭和 55 年表を初めて作成・公表し、さらに、平成元年 3 月に昭和 60 年表を、平成 6 年 12 月に平成 2 年表を、平成 12 年 3 月に平成 7 年表を、平成 17 年 3 月に平成 12 年表を作成・公表したが、その後の経済構造の変化に伴い、より最新な表として平成 17 年表を作成・公表するものである。

(2) 作成の基準

ア. 対象年次

○平成 17 年暦年とする。

イ. 対象範囲

○茨城県全域とし、県内のすべての経済活動を対象とする。

ウ. 表の形式

○地域内競争輸移入型とする。

(ア) 地域内表と地域間表

地域内表とは、一地域内の経済活動を対象として作成した表であり、他の地域との取引関係は輸移出入として一括して取り扱うものである。

これに対し、地域間表とは、複数地域の産業連関表を同時に作成し、それぞれの地域の間の関係をも表にしたものである。

本県では、産業連関表作成の目的が茨城県内の産業間取引の把握等にあること及び資料上の制約から、地域内表とする。

(イ) 競争輸移入型と非競争輸移入型

競争輸移入型とは、輸移入品と県内産品とを区別しないで一括して各需要部門に計上し、輸移入分については、列部門として輸移入部門を設け、同種の県内産品部門の行との交点に品目別輸移入額をマイナス計上する方式である。

これに対し、非競争輸移入型とは、同種の品目であっても、輸移入品を県内産品と区別して需要部門に配分する方式である。

なお、このほかに、一部の主要な輸移入品についてのみ非競争輸移入方式で処理し、その他の輸移入品については競争輸移入方式で処理する等の折衷型もある。

本県では、基礎資料の有無、投入係数の安定性等を考慮して、競争輸移入型とする。

工. 価格評価

○実際価格による生産者価格評価表とする。

(ア) 生産者価格と購入者価格

両者は、基本的には、財貨の流通に伴って付加される流通コスト（商業マージン及び貨物運賃）の扱い方で区別される。

投入・産出額をすべて生産者価格で評価し、生産者から消費者にいたる間に付加される投入各財の流通コストは、需要部門が流通部門（商業部門及び運輸部門）から一括して投入するという扱い方をした表を生産者価格評価表という。

これに対し、各財の投入・産出額をすべて流通コストを含めた購入者価格で評価した表を購入者価格評価表という。

両者の間には、次のような関係がある。

「購入者価格」 = 「生産者価格」 + 「流通コスト」

「流通コスト」 = 「商業マージン」 + 「貨物運賃」

本県では、投入係数の安定性の点から、生産者価格評価表とする。

(イ) 実際価格と統一価格

実際価格とは、同一の財であっても、例えば、電力料金においてみられるように、需要部門が大口消費者か小口消費者か等により価格が異なる場合、それぞれの実際の取引価格で評価する方法である。

これに対し、統一価格とは、同一の財については、実際の取引価格のいかんを問わず、均一の価格で評価する方法である。

本県では、経済取引の実態を表すことを考慮して、実際価格とする。

オ. 部門分類

(ア) 部門分類の設定

部門分類は、原則として生産活動ベース（アクティビティベース）とする。

これは、投入係数を安定的にとらえるために、「商品」を生産活動ベースと呼ばれる生産技術の単位で区分したものである。

(イ) 部門数	
基本分類	190 × 190部門(生産額のみ公表)
統合小分類	108 × 108部門
統合中分類	37 × 37部門
統合大分類	13 × 13部門

(4) 平成 21 年度

- (ア) 生産額の推計(継続)
- (イ) 最終需要部門及び粗付加価値部門の推計
- (ウ) 試算投入・産出額表作成及びバランス調整作業
- (エ) 基本分類表、統合分類表、各種分析諸表の作成
- (オ) 概要版の作成、公表

力. 逆行列係数の型

逆行列係数は、 $(I - A)^{-1}$ 型及び $[I - (I - \bar{M})A]^{-1}$ 型とする。

キ. 副産物・屑等の取扱い

主たる生産物に付随して発生する副産物及び屑については、平成 12 年表では、「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、「屑・副産物」は一括して「再生資源回収・加工処理」部門に投入され、当該部門から需要部門に産出されることとし、「屑・副産物」の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上した。しかし、平成 17 年表においては、「再生資源回収・加工処理」部門には「屑・副産物」の回収及び加工に係る経費のみを生産額として計上した。

なお、副産物とは、それを主たる生産物とする他の生産活動が存在するものであり、屑とは、そのような生産活動が存在しないものである。

その他の特殊な取扱いをする部門等については、「平成 17 年地域産業連関表作成基本要綱」(経済産業省) 等によった。

2 作成作業の経過

平成 18 年度から実質的に始まった平成 17 年表の作成作業は、平成 22 年度に報告書を作成して終了した。

なお、年度別作成作業の経過は、次のとおりである。

(1) 平成 18 年度

(ア) 表の基本的事項の検討

(イ) 県単特別調査の実施

「平成 17 年茨城県物資流通調査」(製造業、卸・小売業、サービス業)

(ウ) 特別調査の集計

(2) 平成 19 年度

(ア) 物資流通調査結果の集計

(イ) 基本要綱の作成

(ウ) 生産額の推計

(3) 平成 20 年度

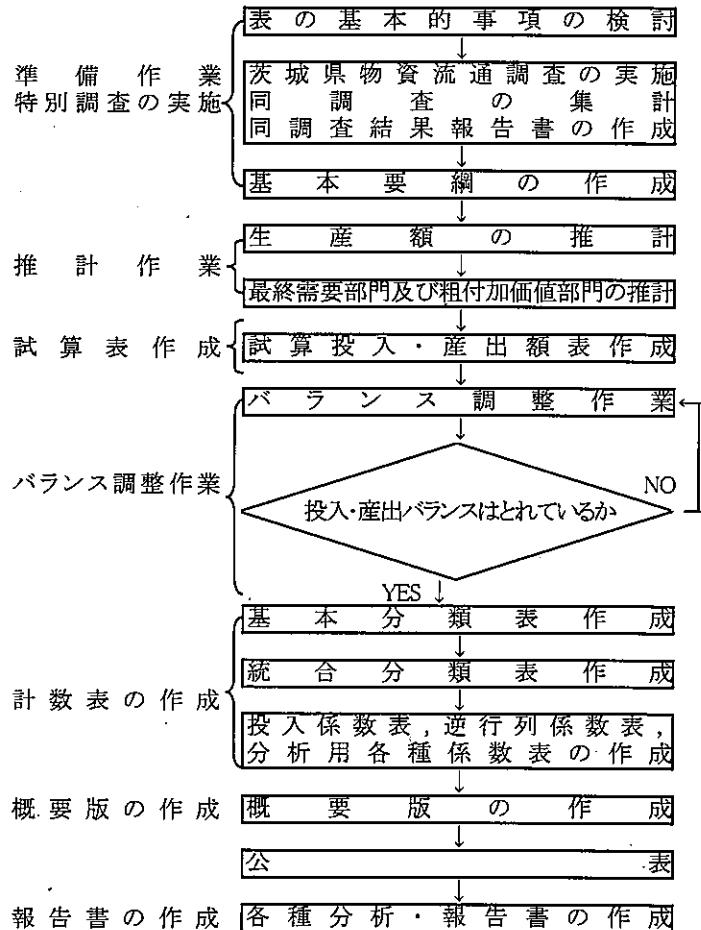
(ア) 物資流通調査結果の公表

(イ) 生産額の推計(継続)

(5) 平成 22 年度

- (ア) 報告書の作成

(6) 産業連関表作成作業フローチャート



3 特別調査

産業連関表作成に当たって、原材料投入構造、輸移出入等の既存の統計資料の不備を補うために、「茨城県物資流通調査」を実施した。この調査は、製造業、卸・小売業、サービス業の県内に所在する事業所を対象とした標本調査で、製造品、原材料等についての県際取引と県内流通を明らかにしたものである。

産業連関表作成に際しては、「商品流通調査」(経済産業省)とともに、主に輸移出入推計の参考資料とした。

4 生産額の推計

県内生産額とは、県内で行われた生産活動により、作成対象期間中に生産された生産物の価格の総計で、産業連関表のタテとヨコの最後に位置し、行及び列の両面をコントロールする極めて重要な数値である。この意味で、生産額のことを特にコントロール・トータルズ (Control Totals)、又は略してCTともいう。

推計に当たっては、全国表の行部門(520部門)ごとに推計するように努め、総務省「地域産業連関表作成基本マニュアル」(平成20年1月)、経済産業省「平成17年(2005年)産業連関表作成基本要綱」(平成19年9月)等を参考にした。

具体的には、財貨については、原則として「生産数量×単価」により生産額を推計し、サービスについては、数量的に把握が困難なため、売上高をもって生産額としたが、政府サービス等については、生産に必要な経費をもって生産額とした。

(1) 農 業

(定義と範囲)

この部門は、米、麦、野菜等の耕種農業、畜産及び農業サービス(ライスセンター、獣医業等)の生産活動である。

生産額には、上記の生産活動による財貨・サービスのほか、きゅう肥等の副産物、動植物の成長肥大分及び農家の自家消費分も含まれる。

(推計方法)

「茨城県農林水産統計年報」(農水省関東農政局茨城農政事務所)、同事務所照会資料等をもとに生産数量×単価で推計した。ただし、農業サービスについては、全国CTを按分して推計した。

(2) 林 業

(定義と範囲)

この部門は、育林、素材、特用林産物(含狩猟業)の生産活動である。なお、林道、治山等の農業土木は、建設部門に含まれる。

(推計方法)

育林の山行き苗木については、「茨城県森林・林業の動き」より得られた数量及び単価を乗じて推計した。造林については、県民経済計算の産出額を積み上げた。

素材については、「木材需給報告書」(農水省)より得られた数量に全国表単価を乗じて推計した。

特用林産物(含狩猟業)については、「特用林産基礎資料」(林野庁)及び「茨城県森林・林業の動き」より得られた数量に全国表単価を乗じて推計した。

(3) 漁 業

(定義と範囲)

この部門は、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業及び海面養殖業からなる海面漁業と河川、湖沼等の内水面漁業・養殖業の生産活動である。

(推計方法)

「茨城の水産」より得られた生産額により推計した。

(4) 鉱 業

(定義と範囲)

この部門は、鉄鉱石、非鉄金属鉱物、窯業原料鉱物、砂利・碎石、その他の非金属鉱物、石炭、原油、天然ガスの生産活動である。

(推計方法)

本県において、平成17年中に生産活動がなされたのは、窯業原料鉱物、砂利・採石、碎石、その他の非金属鉱物であり、「本邦鉱業の趨勢」(経産省)、県民経済計算の産出額等により推計した。

(5) 製造業

(定義と範囲)

この部門は、食料品からその他の製造工業製品までの製造品生産活動及びリサイクル活動の再生資源回収・加工処理である。

銑鉄、粗鋼等自家生産・自家消費される分についても原則として生産額に計上し、パン、菓子、豆腐、家具等の製造小売分については製造活動部分が生産額に算入される。

(推計方法)

「工業統計組替集計結果」(経産省)をもとにして、次式により推計した。

CT = 製造品出荷額 + 製品在庫純増 + 半製品・仕掛品在庫純増

ただし、鉄鋼、化学製品等自家生産・自家消費分が多いと思われる部門については、一部「生産動態統計」(同)を使用し、織物、衣服については、製造業意外からの委託生産分の漏れ多いため、加工賃収入をふくらませて推計した。製造小売分については、「商業統計表」(同)により推計した。

(6) 建 設

(定義と範囲)

この部門は、国、地方公共団体及び民間が県内で行った土木・建築活動であり、建築、建設補修、公共事業及びその他の土木施設からなる。なお、これら建設工事に係る用地費等は生産額に含めない。

(推計方法)

建築は、「建設総合統計年度報」(国交省)の出来高ベース工事費をもとに推計した。

建設補修は、全国CTを按分して推計した。

公共事業は、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」、「市町村公営企業実態資料」をもとに推計した。

その他の土木施設は、「建設総合統計年度報」(同)の出来高ベース工事費をもとに推計した。ただし、電力施設建設及び電気通信施設建設については、全国CTを按分して推計した。

(7) 電力・ガス・水道

(定義と範囲)

この部門は、電力、都市ガス、熱供給業、水道、廃棄物処理の生産活動である。

電力は、県内における火力、原子力等による販売用の発電・送配電と自家発電からなり、水道は、上水道、下水道、工業用水からなる。

(推計方法)

電力については、県民経済計算の数値、「県統計年鑑」等をもとに次の式により推計した。

$$CT = \text{県内発電額} + \text{県内・外への送配電経費}$$

都市ガスについては、県民経済計算の数値等をもとにガス会社の営業収入をCTとした。

熱供給業については、「熱供給事業便覧」(経産省)の販売熱量の対全国比により全国CTを按分して推計した。

水道については、「県決算状況調査表」、「市町村公営企業財政実態資料」より給水収益、営業収益、または、営業費用一受託工事費により推計した。

廃棄物処理のうち公営については、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」をもとに、人件費+物件費+維持補修費により推計した。産業については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

(8) 商 業

(定義と範囲)

この部門は、商品を仕入れて販売する卸売・小売の生産活動である。

本部門の生産額の概念は、他の部門と異なり、商業マージン額(商品販売額-商品仕入額)を生産額とする。

(推計方法)

「商業統計表」(経産省)の年間販売額をもとに、平成17年暦年に補正し、本文店間移動額を控除した後に、「商工業実態基本調査報告書」(同)の粗マージン率を乗じてマージン額を求め、「商業統計表」(同)の平成17年暦年補正等により推計した仲立手数料等を加算して推計した。

(9) 金融・保険

(定義と範囲)

この部門は、金融と保険の生産活動である。

金融の生産額は、帰属利子、手数料収入及び年金基金を合計したものである。なお、帰属利子とは、貸付金に対する受取利子から預貯金に対する支払利子を差し引いたものである。

保険は、生命保険と損害保険とに分けられ、その生産額

は、「(受取保険料+資産運用益)-(支払保険金+準備金純増)」の式で計算される帰属保険サービスで評価される。

(推計方法)

県民経済計算の産出額により推計した。

(10) 不動産

(定義と範囲)

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動である。

住宅賃貸料の生産額は、賃貸収入と帰属家賃からなる。なお、帰属家賃とは、持家住宅及び給与住宅を市中の粗賃貸料で評価したものである。

(推計方法)

不動産仲介及び賃貸については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

住宅賃貸料については、県民経済計算の産出額により推計した。

(11) 運 輸

(定義と範囲)

この部門は、陸・海・空において旅客及び貨物を輸送する活動であり、それに付帯するサービス、自家輸送、倉庫業の活動も含める。

(推計方法)

鉄道輸送のうちJRについては、全国CTを「旅客地域流動調査」及び「貨物地域流動調査」(ともに国交省)により按分して推計した。JR以外については、「鉄道統計年報」(同)の運輸収入をもとに推計した。

道路輸送については、「バス事業の都道府県別、年度別実績推移」、「タクシーベース乗用旅客自動車運送事業の都県別、年度別実績推移」(同)(ともに国交省関東運輸局ホームページ)により得られた運送収入額等をもとに推計した。道路貨物輸送については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

自家輸送については、全国CTを「陸運統計要覧」(国交省)及び「軽自動車車両数」(全国軽自動車協会連合会)の登録台数で按分して推計した。

水運については全国CTを按分して推計した。按分指標は、外洋は「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数、沿海・内水面輸送は「港湾統計」(国交省)の乗込人員・海上貨物トン数、港湾運送は「港運統計」の貨物取扱量(国交省関東運輸局照会)を使用した。

航空運送、貨物運送取扱、倉庫、こん包、その他の運輸付帯サービスは、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

(12) 情報通信

(定義と範囲)

この部門は、通信、放送、情報サービス、インターネット付随サービス、映像・文字情報制作の生産活動である。

(推計方法)

郵便・信書便については、県民経済計算の産出額により推計した。

通信については、全国CTを「テレコムデータブック2007(TCA編)」(電気通信事業者協会)により、固定電気通信は加入電話加入数で、移動電気通信は携帯・PHS契約数でそれぞれ按分して推計した。

放送のうち公共放送については、全国CTを「NHK業務報告書」(NHKホームページ)の契約総数で按分して推計し、民間放送及び有線放送については、「民間放送事業者の収支状況」(総務省ホームページ)等をもとに推計した。

(13) 公務

(定義と範囲)

中央政府、地方政府等の政府関係機関の生産活動を、一般に政府サービス生産者として分類しているが、そのうち、教育、医療等「非公務」に格付けされる部門を除いたものである。生産額は、人件費、維持補修費等の経常的経費をもって当てる。

(推計方法)

県民経済計算の数値等により推計した。

(14) サービス

(定義と範囲)

この部門は、教育・研究、医療・保健・社会保障・介護、その他の公共サービス、対事業所サービス、対個人サービスの生産活動である。生産額は、原則として売上高をもって当てる。

(推計方法)

学校教育のうち国公立については、県民経済計算の産出額等により推計した。私立については、全国CTを「学校基本調査結果報告書」(文科省)及び「茨城の学校統計」の県内従業者数で按分して推計した。

社会教育(国公立)については、「教育調査報告書」(茨城県教育委員会)より消費的支出を求め、これに「公共施設状況調」(総務省)等の施設面積より推計した固定資本減耗引当を加算した。社会教育(非営利)については、「地方教育費調査」(文科省)をもとに「消費支出(人件費を除く)十公立従業者人件費×民営従業者数」により推計して生産額とした。その他の教育については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

研究のうち、自然科学研究機関(国公立)については、「科学技術研究調査報告」(総務省)、関係機関業務資料等をもとに「中間投入+雇用者所得+固定資本減耗+間接税」により推計して生産額とした。その他の研究については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

医療のうち、医療(国公立)については、「県決算状況調査表」、「市町村公営企業実態資料」、県民経済計算の産出額等により推計した。医療(公益法人等)については、全国

CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。保健衛生(国公立)については、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」、関係機関業務資料より保健衛生費等の人件費+物件費+維持補修費を生産額とした。保健衛生(産業)及び社会保険事業については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。社会福祉(国公立)については、全国CTを「社会福祉施設等調査報告」(厚労省)の定員数で按分して推計した。社会福祉(非営利)及び社会福祉(産業)は「サービス業基本調査組替集計結果」(経産省)「事業所・企業統計調査」(総務省)、「介護サービス施設・事業所調査」(厚労省)等をもとに推計した。介護については、全国CTを「介護保険事業状況報告」(厚労省)の費用額で按分して推計した。

その他の公共サービスについては、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

対事業所サービスについては、「サービス業基本統計組替集計」(経産省)の事業収入額、「特定サービス産業実態調査」(同)の年間売上高等をもとに推計した。ただし、自動車修理は、全国CTを「商業統計」(経産省)のその他の収入額で按分して推計し、機械修理は全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

対個人サービスについては、「サービス業基本統計組替集計」(総務省)の事業収入額等をもとに推計した。ただし、飲食店については、全国CTを「事業所・企業統計調査」(総務省)の従業者数で按分して推計した。

(15) 事務用品

(定義と範囲)

この部門は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とする。

(推計方法)

各産業の投入額の合計値を生産額とした。

(16) 分類不明

(定義と範囲)

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財貨・サービスの生産活動である。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(推計方法)

次の式により推計した。

$$CT = \text{全国CT} \times \frac{\text{分類不明を除く県CT総額}}{\text{分類不明を除く全国CT総額}}$$

5 最終需要部門の推計

(1) 家計外消費支出(列)

(定義と範囲)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交

際費や接待費等企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とする。

最終需要欄では、全産業での消費額が財別に計上され、粗付加価値欄では、その支出額が産業別に計上される。

(推計方法)

各産業の粗付加価値部門の家計外消費支出（行）の合計値をそのまま最終需要部門の家計外消費支出（列）の総額とし、これを全国表の消費パターンを用いて部門ごとに配分した。

（2）家計消費支出

（定義と範囲）

家計の財貨及びサービスに対する消費支出額から同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財貨の購入額のすべてを消費支出として計上する。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者等の他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には、中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に、家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

家計における住宅に係る補修や維持費は、すべて住宅賃料を迂回して家計が購入するものとする。

（推計方法）

「県民経済計算年報」（内閣府）の家計最終消費支出の対全国比により全国表の数値を按分して合計額を求め、これを全国表の消費パターンを用いて部門ごとに配分し、調整作業で修正を加えた。

（3）対家計民間非営利団体消費支出

（定義と範囲）

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財貨・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体が負担した費用額である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から、他の部門に対するサービスの販売額（例えば、社会保険事業団経営の病院の医療収入、私立学校の授業料）を差し引いたものに等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

（推計方法）

「県民経済計算年報」（内閣府）の対家計民間非営利団体最終消費支出の対全国比により全国表の数値を按分して県の合計額を求め、これを全国表の消費パターンを用いて部門ごとに配分した。

（4）一般政府消費支出

（定義と範囲）

中央・地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、国公立学校の授業料）を差し引いたもの、つまり、中央・地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央・地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

また、社会資本等減耗分（政府建物等、道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業）も本部門に含める。

（推計方法）

社会資本等減耗分以外については、全国表の一般政府消費支出（社会資本等減耗分を除く）の数値に（県CT／全国CT）を乗じて推計した。

社会資本等減耗分については、粗付加価値部門で推計した数値をそのまま使用した。

（5）県内総固定資本形成

（定義と範囲）

政府サービス生産者、公的企業、対家計民間非営利サービス生産者及び産業並びに家計による県内における土地、建設物、機械、装置等の固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり（家計については、土地、建物、構築物のみ）、資産の取得に要した資産の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含め、特許権、のれん代等の非生産資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、購入価格を除いた造成・改良費を計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとする。ただし、10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は含める。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対する大補修は、原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上する。ただし、建設物の場合は、工事進捗量を資本形成とする。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用、その他資本用役を提供する家畜については、成長増加分を資本形成とする。また、果樹等についても同様に、成長分を資本形成とする。

(推計方法)

「県民経済計算年報」(内閣府)の公的・民間別に固定資本形成の対全国比により全国表の数値を按分して県の合計額を求め、農業、建築、土木、対事業所サービスに関する資本形成を対応する部門に計上したのち、残りを全国表の投資パターンを用いて部門ごとに配分した。

(6) 在庫純増

(定義と範囲)

在庫純増は、財貨を生産する産業が保有する生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、商業部門が保有する流通在庫、産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が保有する原材料在庫の物量的増減を、年間平均の市中価格で評価したものである。

なお、家計、一般政府消費支出部門の在庫は、購入をすべて消費として扱っているので、ここには計上されない。

(推計方法)

生産者製品在庫純増及び半製品・仕掛品在庫純増については、「工業統計組替集計結果」(経産省)等により推計した。流通在庫純増については、「商業統計表」(同)の期末商品手持額に特別調査の物資流通在庫増減率を乗じて推計した。原材料在庫純増については、全国表の部門別原材料在庫純増額を原燃料増減額「工業統計組替集計結果」(同)で按分して推計した。

(7) 輸移出

(定義と範囲)

県内で生産された財貨及びサービスの国外に対する輸出及び他都道府県に対する移出からなる。県外からの旅行者等の県内における需要を含む。財の単なる通過は考慮しない。

(推計方法)

輸移出のうち製造業については、「商品流通調査」(経産省)、「物資流通調査」により県外出荷率を算出し、県CTを乗じて推計した。製造業を除く輸出については、全国表の輸出額に、(県CT/全国CT)を乗じて推計した。

移出のうち商業については「物資流通調査」から算出した県外販売率及び商業マージン率をもとに推計した。運輸については、農林水産業、鉱業及び製造業の輸移出額を全国表の運輸マージン率を乗じて推計した。その他の部門については、以下の資料を使用して移出率を推計し、県CTを乗じて推計した。

(推計に使用した資料)

食糧統計年報、茨城の園芸、茨城農林水産統計年報、市場年報(水戸市)、地方卸売市場年報、卸売市場の概要、牛乳乳製品統計、畜產物流通統計、木材需給報告書、茨城の水産、茨城県環境白書、患者調査、介護サービス施設・事業所調査、特定サービス産業実態調査、茨城の観光レクリエーションの現況、国勢調査

(8) (控除) 輸移入

(定義と範囲)

財貨及びサービスの国外からの輸入及び他都道府県からの移入からなり、関税及び輸入品商品税を含む。また、県外への旅行者等が県外で購入する場合も含む。輸移出と同様、財の単なる通過は考慮しない。

(推計方法)

輸移出と同様に推計を行ったが、輸移入は輸移出よりも推計上さらに困難を伴うので、部門によっては、中間需要、県内最終需要及び輸移出を固定しておき、需要合計と生産額の差を輸移入とした。さらに、「ガス・熱供給」、「金融・保険」、「不動産仲介及び賃貸」、「情報通信」、「研究」、「社会保障」、「その他の公共サービス」、「その他の対事業所サービス」及び「その他の対個人サービス」についても、輸移出の推計においても適当な資料が見当たらなかったため、純輸移出入扱いで推計した。(例: 生産額一中間需要一県内最終需要がマイナスなら、マイナス額をすべて輸移入に計上し、輸移出は0とする。)

なお、輸入額は全国表の輸入額に、(県内需要合計/全国表国内需要合計)を乗じて推計した。

6 粗付加価値部門の推計

(1) 家計外消費支出(行)

定義と範囲については、最終需要部門の家計外消費支出と同じである。

(推計方法)

県CTに全国表の投入係数を乗じて推計した。

(2) 雇用者所得

(定義と範囲)

雇用者所得とは、県内の民間、政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。

雇用者所得は県内概念として把握するために、居住者、非居住者を問わず、県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

また、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得を範囲とし、自営業主の所得は、営業余剰に含める。

雇用者所得は、賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)、その他の給与及び手当(退職年金及び退職一時金、現物給与等)により構成されるが、県表では「雇用者所得」に統合した。

(推計方法)

1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得×雇用表の有給役員・雇用者数により推計した。ただし、農林水産業及びその他の公共サービスについては、適当な資料が見当た

らなかつたため、県CTに全国表の投入係数を乗じて推計した。

1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得の推計に使用した資料は次のとおりである。

鉱業…「本邦鉱業の趨勢」(経産省)

製造業…「工業統計組替集計表」(経産省)

建設、電力・ガス・水道、商業、金融・保険、不動産、運輸、サービス(対事業所サービス、対個人サービスを除く)…「毎月勤労統計調査」(厚労省)

公務…県民経済計算推計資料

サービス(対事業所サービス、対個人サービス)…「サービス業基本統計組替集計」(総務省)

(3) 営業余剰

(定義と範囲)

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税-補助金)を控除したものを範囲とする。

営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

個人業主や無給の家族従業者等の所得は、雇用者所得ではなく、営業余剰に含められる。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は、生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生しない。営業余剰は、産業にのみ発生する。

(推計方法)

営業余剰については、他の部門に比べて資料が限られているため、雇用者所得等、他の粗付加価値部門の数値を先に推計し、粗付加価値合計からそれらを差し引くことによって推計した。

(4) 資本減耗引当

(定義と範囲)

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じであるが、12年表より一般道路その他の公共施設の減価償却(社会資本等減耗分)も計上している。

(推計方法)

社会資本等減耗分以外については、県CTに全国表の投入係数を乗じて推計した。

社会資本等減耗分については、県民経済計算の数値とともに推計した。

(5) 間接税(除関税・輸入品商品税)

(定義と範囲)

間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として県表では「輸移入」に計上した。

国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が間接税に相当する。

(推計方法)

県CTに全国表の投入係数を乗じて推計した。

(6) (控除) 経常補助金

(定義と範囲)

経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。県民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

(推計方法)

県CTに全国表の投入係数を乗じて推計した。

7 投入額、產出額の推計 及びバランス調整作業

全国表列部門別の県CTに、全国表の投入係数を乗じて、内生部門の一次係数を求め、5 最終需要部門の推計及び6 粗付加価値部門の推計により外生部門の一次係数を求めたのち、列方向及び行方向の両面にわたって物資流通調査等により、計数のチェックを繰り返し、徐々に列方向の和(生産額)と行方向の和(需要合計-輸移入)とが一致するように調整作業を行った。その際、列方向は、主に営業余剰を、行方向は、主に輸移入を調整項目とした。

8 部門別従業者数の推計方法

部門別従業者数は、全国表（雇用表）の推計方法を参考に、108部門を基本分類として推計した。

001 農種農業 002 畜産

ア 農家の雇用する雇用者

「農林業センサス」の常用雇用者に「全国雇用表」の割合を乗じて臨時・日雇雇用者を求めた。

イ 会社等民営事業所の雇用者

平成13年・平成18年「事業所・企業統計調査」の数値を補間して平成17年を推計した。

ウ 個人業主、家族従業者

「国勢調査」の個人業主、家族従業者を平成17年値に換算（国勢調査は10月1日時点なので労働力調査の値により17年最大値（雇用者は平均値）に換算）し、「就業構造基本調査報告」より求めた比率による副業者を加算して推計した。

上記アからウの合計から、個人業主については「農林業センサス」の経営組織別農家数（単一経営農家）の割合で部門分割した。

003 農業サービス

獣医業については「事業所・企業統計調査」の数値を補間推計した。

獣医業以外については「国勢調査」の農業サービス業から職業分類別表を用いて植木職、造園師等のサービス業従事者分を控除し、雇用者を「事業所・企業統計調査」の割合で従業上の地位別に分割し、17年換算した。

004 林業 005 漁業

「国勢調査」の雇用者を「事業所・企業統計調査」の割合で従業上の地位別に分割し、さらに県CT構成比で各部門に分割した。

006～008 鉱業

「国勢調査」及び「事業所・企業統計調査」から推計した。さらに「工業統計組替集計表」から「碎石」分を加算した。

009～064 製造業

ア 個人業主、家族従業者

個人業主、家族従業者は、「国勢調査」の値を産業連関表の部門（中分類）に組み替え、「工業統計組替集計表」の比率で部門分割した。

イ 雇用者

「工業統計組替集計表」から常用労働者の数値を採用した。有給役員、臨時・日雇雇用者は、「事業所・企業統計調査」の常用雇用者に対する比率を作成し、先の常用労働者に乗じて推計した。

ウ 別途加算分

製造小売業（009 食料品、014 衣服・その他の繊維既製品、016 家具・装備品）については、「商業統計」から従業者を求める、「事業所・企業統計調査」の小分類で常用雇用者率を計算し、その率を乗じて常用雇用者を推計した。

有給役員、臨時・日雇雇用者は、「事業所・企業統計調査」の常用雇用者に対する比率を乗じて推計した。

065～068 建設

ア 民間企業

「国勢調査」の数値を、「事業所・企業統計調査」の従業上の地位別構成比で分割した。

イ 民間企業の副業者

「就業構造基本調査」等により個人業主、家族従業者、雇用者を求めた。雇用者は「事業所・企業統計調査」の比率により常用雇用者、臨時・日雇雇用者に分割した。

ウ 地方政府

普通会計のうち失業対策事業費、災害復旧事業費及び普通建設事業費の支弁職員給与費を「地方財政統計年報」から求め、1人当たり雇用者所得を除して地方公共団体の支弁職員数を推計した。1人当たり雇用者所得は、県分の支弁職員給与費を「都道府県財政指数表」による人口10万人当たり一般職員のうち事業費支弁職員の比率から求めた県の支弁職員数で除すことにより推計し、市町村の1人当たり雇用者所得も同様とみなした。

エ 地方公営企業

「茨城県決算状況調査表」及び「地方公営企業財政実態資料」から企業会計の資本勘定の職員数を求めた。

オ 国特別会計及び政府関係機関

国特別会計予算定員と政府企業分を「予算及び財政投融资計画の説明（財務省）」「都道府県別公共投資の推移（国交省）」等から全国に占める本県比率を乗じて推計した。公団・事業団分については、県民経済計算の数値等から推計した。

カ 疊小売業

「商業統計」から疊小売業の個人業主と従業者数を推計し、家族従業者、有給役員、常用雇用者は、「事業所・企業統計調査」で個人業主以外の比率を計算し、分割した。

069 電力

「全国雇用表」の数値に、「国勢調査」の電気業の全国に占める県構成比を乗じて推計した。

070 ガス・熱供給 071 水道

「事業所・企業統計調査」の数値を補間計算した。ただし、水道については、建設アクティビティの組替分を控除した。

072 廃棄物処理

個人業主・家族従業者は「国勢調査」から、有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は「事業所・企業統計調査」から推計した。

073 商業

ア 卸売

「事業所・企業統計調査」の数値を補間推計し、農林水産省茨城農政事務所のうち食糧管理特別会計職員分と協同組合からの組替分（販売事業）を加算した。

イ 小売

「事業所・企業統計調査」の数値を補間推計し、協同組合からの組替分（購買事業）を加算し、製造小売業分を控除した。

074 金融・保険

「事業所・企業統計調査」を補間推計した数値に郵便局の職員のうち貯金、保険部門に係る人数を加算した。また、保険については、協同組合の損害保険（農業共済）からの組み替え分も加算した。

075 不動産仲介及び賃貸 076 住宅賃料

「全国雇用表」の数値を「事業所・企業統計調査」の全国比で接分推計した。

078~085 運輸（080 自家輸送を除く）

「事業所・企業統計調査」の数値を補間推計した。ただし以下の部門については、産業連関表の概念で加減算の調整をして推計した。

鉄道は、修理、建設等に從事する従業者比率を先の推計値に乘じて建設、製造業等のアクティビティ分の振り替えとして控除した。

倉庫は、「事業所・企業統計調査」を補間推計した数値に、協同組合の倉庫業を推計し加算した。

運輸付帯サービスは、「事業所・企業統計調査」を補間推計した。

086~090 情報通信

通信（郵便・信書便）、放送、情報サービスは、「事業所・企業統計調査」の数値を補間推計した。ただし、「事業所・企業統計調査」の郵便業には貯金、保険等の部門が含まれるために、郵政事業の職員数比率により郵便事業以外の人数を控除した。

通信（郵便・信書便を除く）は、「全国雇用表」の数値に「事業所・企業統計調査」の小分類に占める本県の割合を乗じて推計した。

091 公務

公務（中央）は、「全国雇用表」の数値に「事業所・企業統計調査」の中分類（国家公務）に占める本県の割合

を乗じて推計した。

公務（地方）は、「地方公務員給与の実態」の地方公共団体の普通会計職員数（臨時職員も算入）から学校教育関係、民生関係、衛生関係職員を控除し、さらに建設アクティビティに格付けされた職員を控除した数値を常用雇用者とした。特別職の職員数は、「地方公務員給与の実態」の数値を採用し常用雇用者に加算した。臨時・日雇雇用者は「事業所・企業統計調査」中分類（公務）の常用雇用者に対する比率を先に推計した公務（地方）の常用雇用者に乗じて推計した。

092 教育 093 研究

教育は、「事業所・企業統計調査」から推計した値から、大学付属病院等の職員を控除した。

研究は「全国雇用表」の数値に「事業所・企業統計調査」の全国に占める本県の割合を乗じて推計した。

094 医療・保健

医療・保健のうち医療の個人業主・家族従業者は「国勢調査」から、雇用者は「事業所・企業統計調査」から医療業に占める介護分を控除し推計した。保健は「事業所・企業統計調査」から推計した。

095 社会保障 096 介護

社会保障、介護は、「全国雇用表」の数値に「事業所・企業統計調査」に占める本県の割合を乗じて推計した。

097 その他の公共サービス

「事業所・企業統計調査」から推計した。ただし、農林漁業協同組合の販売、購買事業等その他の公共サービス以外の事業が含まれているため、その分の従業者数を控除した。

098~101 対事業所サービス

102~106 対個人サービス

個人業主、家族従業者は、「国勢調査」の数値を採用し、雇用者は「事業所・企業統計調査」により推計した。

108 分類不明

「全国雇用表」の数値に「事業所・企業統計調査」の「他に分類されないサービス業」の全国に占める本県の割合を乗じて推計した。

077 住宅賃料（帰属家賃）

080 自家用自動車輸送

107 事務用品

これらの部門は、独立したアクティビティとは認められないが、作成上便宜的に仮設されたものである。したがって従業者は推計しない。